

検査制度の見直しに関するワーキング グループ 第18回会合議事録

平成30年4月16日（月）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

検査制度の見直しに関するワーキンググループ第18回合 議事録

1. 日 時：平成30年4月16日（月）10:00～11:48

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

山田 知穂	原子力規制部長
金子 修一	原子力規制部検査監督総括課長
平野 雅司	国際室地域連携推進官
古金谷敏之	安全規制管理官（実用炉監視担当）
門野 利之	安全規制管理官（専門検査担当）
金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
布田 洋史	検査監督総括課検査評価室長
古作 泰雄	検査監督総括課課長補佐
佐藤 和子	検査監督総括課課長補佐
呉屋 祐喜	検査監督総括課係長
小坂 淳彦	実用炉監視部門企画調査官
高須 洋司	専門検査部門統括監視指導官
村尾 周仁	専門検査部門企画調査官
川下 泰弘	専門検査部門企画調査官
渡邊 健一	専門検査部門管理官補佐
柳 健	専門検査部門原子力専門検査官
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門統括監視指導官
百瀬 孝文	核燃料施設等監視部門管理官補佐

(2) 事業者

渥美 法雄	電気事業連合会	原子力部長
横尾 智之	電気事業連合会	原子力部 部長
河村 篤志	電気事業連合会	原子力部 副部長
高木 宏樹	電気事業連合会	原子力部 副長
宮道 秀樹	電気事業連合会	原子力部 副長
関 真一郎	電気事業連合会	原子力部 副長

鈴木 智久 電気事業連合会 原子力部 副長
 爾見 豊 関西電力株式会社 原子力事業本部 部長
 小井 衛 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 次長
 富田 邦裕 日本原燃株式会社 安全・品質本部 部長
 若林 学 日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理工場 運営管理部 部長（新規施設工認）
 伊藤 卓也 原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室長
 益子 裕之 原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室 参事
 吉廻 智江 東京大学 大学院工学系研究科 原子力専攻 原子炉本部原子炉管理部長補佐
 三橋 偉司 東京都市大学 原子力研究所 所長・原子炉施設管理室長
 内山 孝文 東京都市大学 原子力研究所 原子炉主務者・原子炉施設管理室長代理
 鈴木 正男 立教大学 原子力研究所 管理室長
 杉山 亘 近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者

4. 議 事

- (1) 原子力規制検査における文書体系について
- (2) 原子力規制検査に係る文書類の準備状況について
- (3) その他

5. 配付資料

- 資料1 原子力規制検査における文書体系について
- 資料2 原子力規制検査に係る文書類の準備状況について
- 資料3-1 検査ガイド案（設計適合性確認）
- 資料3-2 検査ガイド案（設計管理）
- 資料3-3 検査ガイド案（原子炉停止中系統操作）
- 資料3-4 検査ガイド案（放射線管理区域の管理）
- 資料3-5 検査ガイド案（指標の検証）
- 資料4 第18回検査制度の見直しに関するWGにおける事業者意見

<机上参考資料>

- 参考1 3条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

6. 議事録

○山田部長 それでは、第18回検査制度見直しに関するワーキンググループを開催させていただきます。

本日も、前回までと同様に、新しい検査制度の詳細制度設計について議論を進めていきたいと思っております。これも前回までと同様に、被規制者の皆様に多数お集まりいただきしております。御参加いただき、議論を進めていきたいと思っております。

本日も多数お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思っておりますけれども、本日は、議事次第にございますとおり、原子力規制検査における文書体系ということと、原子力規制検査に係る文書類の準備状況についてということで、議事は二つありますけれども、基本的に新しい検査制度における文書の整備についての議論を進めたいということで、一緒に議論を進めていきたいと思っております。

資料については、資料1、2、それから、この資料1、2に対する事業者の意見ということで資料4というのを電気事業連合会のほうで御準備をいただいております。

資料3-1～3-5までは、前回までと同様に、今、作業を進めています検査ガイドの案についてお示しをしているものです。これについては、これも前回までと同様に、この場でお示しさせていただいて、御覧いただき、今後、面談等の場でコメントをいただいているということでございます。

それでは、この文書体系についてということで、まず、規制庁側から資料1と2を説明させていただいて、この資料については事前の面談で事業者の皆様方に御説明しておりますので、その内容に対してということで、電気事業連合会のほうでまとめていただいている事業者意見について、引き続いてということで御説明いただきたいと思います。

それでは、まず我々のほうから御説明させていただきます。

○金子課長 原子力規制庁の金子でございます。

では、まず、お手元の資料1をお開きいただければと思います。

以前にもワーキンググループで議論させていただいたときに、全体の新しい検査制度の運用のための文書の体系、どういうふうになるかということをお示しさせていただいたものを、少しその後の検討で必要になったもの、必要と考えられるものなどを加えてディバイスしてございますけれども、今の時点での体系ということで御覧をいただければというふうに思います。

今後また文書、必要なものを整備していく中で、さらに加えなければいけないものとか、あるいは整理をして統合するものとか、もしかするとあるかもしれませんが、基本的にはこういう方向で検討していくという整理でございます。

大きくは色塗りで、赤い枠、黄色い枠、青い枠、緑色の枠というふうにカテゴライズしてございますけれども、新しい法律改正あるいは検査制度で運用するために必要な許認可の関係で中身が変わるようなものについては赤い枠のところ、規則の解釈であります

とか、そういった基準関係のものをお示ししております。

それから、黄色いところが、まさに検査、新しい原子力規制検査そのものを実施し、検査の結果を評価し、そのフィードバックをかけるための一連のプロセスのガイド、あるいは、その実施要領といったような形になっております。

それから、青いところが事業者実施する活動関係とありますが、これは基本的には法律上要求されている保安のための措置としてどういうことをすることが必要であるかということを確認するための運用ガイドというような位置づけになっております。

それから、緑色の部分は、どちらかということ、プロセスを中心にして、法律上求められているいろいろな確認の声がありますので、これの中身もちろんそうですけれども、それに関する手続も含めて運用ガイドとして定める必要があるようなものをまとめさせていただいております。

今日は、丸印で番号がつけてございますけれども、それぞれについてどんなイメージになるのかということをお客様にイメージを持っていただくための資料を、資料2のほうでおつけしておりますので、それを御覧いただきながら、お気づきの点などありましたら、どんどん御質問なり、コメントなりをいただければというふうに考えております。

資料自体は、かなり細かいところに及んでおりますので、今日のみならず、事後的に、お気づきの点を、どんどん御意見をいただければと思いますけれども、構造的な点でありますとか、あるいは、こういう点が大事だけれども含まれていない、あるいは書き方をこうしたほうが良いというようなことも含めて、大きな点は、もしお気づきの点があれば、ぜひ、後ほど御指摘いただければというふうに思っております。

資料1は、そういう意味では目次的なものになっているということで、もし、この構成として、必要なようなものが、またお気づきがあればおっしゃっていただければと思っております。

これが1点目。

それで、資料2のほうを、次にお開きをいただければと思います。

資料2が、かなりページ数としては大部になっておりますけれども、最初の20ページほど、17ページという数字がついているスライドのところまでが、全体の今のリストの構成に対応した形で、どのような中身のことを書くつもりかというようなことを、概要、そしてポイントというような形で、まずまとめさせていただいた上で、下半分ぐらいでさらに、今日の時点ではまだ十分に精査できていないので、必ずしも適切な規定ぶりになっていないものが多いのですけれども、今後検討しなければならない事項というのをお知らせして整理させていただいているものでございます。

この表だけを見ても中身がわからないので、少しお時間いただいて、それぞれどんなイメージになっているかというのを追っていかせていただければというふうに思います。

したがって、スライドの全体のページ数で言うと19ページ、タブで19というのを見ただけだといいと思うのですけれども、一番最初に添付資料④というふうになっている

検査制度の見直しに関するWG資料の、日付が入っている縦型の施行規則のものがありますので、まずそちらを御覧いただければと思います。

これは今、実用発電用原子炉施設に対して炉規法の施行規則、いわゆる炉規則と呼ばれているもので制定しているものの、新しいものになる改正のイメージという形でつくらせていただいております。

これが、通し番号の001というページからずっと始まりまして続いておりますけれども、幾つか技術的に、書く場所を変更するとか、そういうようなことがありますけれども、赤い字のところだけ変更点をざっと見ていただきますと、例えば002ページは、品質管理に必要な体制の整備に関する事項ということで、新しく規制要求が前段階のほうにも加わるようなところについての記載を少し加えております。

それに関連するものが、例えば004ページに出てまいりましたりというようなことで、関連するようなものがずっと出てまいります。

それから、005ページからは、いわゆる従来の工事計画。ここは法律改正で設計及び工事の計画になりましたけれども、核燃料施設等の記述ぶりと合わせて書いているもの。基本的に中身はそんなに大きく変わるものではありませんけれども、そういったところを少し変えていきますよというようなことを書かせていただいている部分がございます。

少し飛んでいただきまして、008ページ。使用前事業者検査の実施というふうに書いてある規則の部分がございます。

こちらは、使用前検査が使用前事業者検査に変更になる関係で、どういったことを中身として、大きな柱ですけれども、実施するのか、それから、記録として残さなければいけない事項等々をお示ししてございます。それから、溶接検査との関係とか、そういったようなことを整理しながら記載してございます。

010ページまで行きますと、使用前の確認を要しない場合とか、少しプロセスに係るようなものも加えてございます。

011ページに行ってくださいまして、従来の使用前検査と、それから、燃料体検査の関係がなくなりますので、ここら辺のところは削除の記述が多くなってございます。

それから、廃止措置の施設に対する規定ぶりが012ページ等々というような形で、あと、中身が少しありますのが、定期事業者検査のところですかね。014ページ辺りのところが少し書き直しをしているようなところがございます。

あとは手続的なものがかなり多いので少し飛ばさせていただきます。

あと、幾つか021ページというのを見ていただきまして、「後略」と書きまして、原子力規制検査、それからPI、Performance Indicatorに係る規定ぶりについて別途検討というふうにあります、先ほど表の中で見ていただいた、まださらに検討が必要な事項みたいなものは少しペンディングのような形にしてございます。

あと、少し技術的な事項、別表のような形で出てくるものについても検討を加えて、現時点版というようなことで、イメージをお示しさせていただきます。

それから、026ページ、全体の資料のタブで言いますと44ページになりますけれども、添付資料②と肩にあるものが、発電用原子炉施設に関するものですが、設置許可申請あるいは設置許可の変更の申請に係る運用ガイドということで、こちらも、どういうもの、中身が記載事項として必要になるかということの、追加的に必要になるようなもの——これは品質管理の関係が基本でございますけれども——を加えて、どのような規定ぶりになるかというのをイメージとしてお書きしております。030ページまで続いてございます。

それから、3番目、添付資料③となっているのが、031ページ。通しの資料のタブで言うと49ページになっております。

設計及び工事の計画に係る手続ガイドということで、これも先ほど見ていただいたのと似て、工事計画が設計及び工事の計画になるということとの関係で、記載ぶりを少し変更することというような形で、修正しているものの案を書いております。

ここまで見ていただいた①②③いずれも実用発電用原子炉を対象にしたものということでイメージをお示ししてございますので、核燃料サイクルの施設についても、それぞれの施設ごとに、同様といいますか、同じ種別、同じ種類のを定める必要がございますので、その種別に応じて、品質管理とかということところはほとんど同じような変更になろうかと思っておりますけれども、施設あるいは対象の中身のものによって差のある部分については、これからまたさらに検討して中身を詰めていきたいというふうに思っております。

それで、添付資料の⑤、046のところまで飛んでいただいて、タブで言うと64ページ——全体の資料のですね——になってございます。これが核燃料施設の技術基準に関する規則のイメージということで、加工施設の例をお示しさせていただいております。

前回までに、どういうふうに技術基準を構成し直すかということについては、スライドのポンチ絵みたいな形で、その変更の大まかな構造についてお示ししてまいりましたけれども、それを実際に条文的に表していくとどういうイメージになるのかということをお示ししているものでございます。

御覧いただいている046ページから始まりまして、全部一回書き下す形で、出入りがございますので、見え消しのような形ではなくて全体を書き下すような形で構成をさせていただいておりますので少し御覧いただければと思います。

もともとの規定がどこにあったかというようなことを濃い四角括弧のブラケットの中に入れていただいておりますので、もともとの規定ぶりなどとの関係についても御確認いただければというふうに思います。

それから、次の添付資料の⑥が、057ページにまいります。

これは、今申し上げた、今度は基準の解釈のイメージということになります。

これは今御覧いただいた規則のうちから、抜き書きをしている部分が左側に書いてございます。表の左側の部分が、今の見ていただいた規則のイメージから抜き書きをしている、抽出した部分。それに対応して必要と思われる解釈として規定をしている部分というのが

右側の欄に書いてございます。

したがって、現在の規定ぶりなども踏まえて、どういうものを解釈としてお示しする必要があるかということを整理させていただいているものというふうに御覧いただければ結構でございます。全部で2ページで基本的に終わっておりますけれども、057、058ページで御覧いただければと思います。

次が長い文書になっておまして、添付資料⑦、これも表の形式になっておりますけれども、原子力規制検査の実施要領のイメージです。

一番最初に見ていただいた文書体系で申し上げますと、黄色い四角の枠で囲った部分の、一番親玉になる文書という形になっております。

ですから、新しい検査の枠組みについては、この文書の中に、基本的には全部書いていくというようなことで考えております。大きく、この表の一番左側が今回、我々が検討しております原子力規制検査の実施要領の規定ぶり、内規の位置づけになりますけれども、その案。その隣に、米国NRCのIMC、Inspection Manual Chapter0305に対応する記述を、大体、どういうものが、どういうふうに置き直されて書いてあるのかというようなことを対比して見ていただけるように整理させていただいております。

あと、備考の欄に少し今後さらに検討しなきゃいけないこととかというものも入れさせていただいているような形になってはいますが、まだ、これもイメージの素案のようなものでございますので、またいろいろ御意見をいただければというふうに思っております。

目的から始まりまして、かなりいろんなことを書かせていただいておりますので、お気づきの点も多々あるかと思っておりますけれども、また後ほど、事業者側からのコメントの中にも、これにつきましては幾つか御指摘をいただいておりますので、さらに検討していければというふうに思っております。

062ページというところから規制検査の実際の体系、検査対象の体系であるとかというものをお示ししながら、全体の検査の構成について、その2ポツの中で書かせていただいております。

069ページからは、検査の結果をどう評価するのかというようなことを、重要度評価という欄を設けて、その実際の評価の仕方についてはガイドできちんと明定しますよということを書かせていただいております。

それから、2.3のところパフォーマンス指標、PIについてどういうものを設定していったらいいのかという基本的な考え方。

それから、2.4がアクションマトリクスについての基本的な構造の考え方をお示しているような形になっております。

それから、2.5、074ページに飛びますけれども、いわゆるCross-Cutting Issueと英語で呼んでいる横断領域についての検査の考え方、それから、検査の結果を全体として得た上での総合的な評定について。これは一年ごとにやるようなものということ想定して書いてございますけれども、そういったものを記述させていただいております。

それで、総合的な評定がずっと、ページとしては続いておりまして、087からその評定の結果の通知及び公表ということで、少しプロセス的なことを書かせていただいているような記述の部分がございます。

それから、096ページからが2.8となっておりますけれども、前回までのワーキンググループでも御議論いただいた、検査結果に対応して、今度は対応措置のほうの実施に関する基本的な考え方というようなことで示してございます。

それから、098ページ、3.6、検査計画とありますけれども、これは定常的な、いわゆる基本検査に当たるようなものと、それから特別検査的に、あるいは追加検査としてやられるものというようなものも、全体を含めまして年間の検査計画等々を立てて実施していきますというようなこと。それから、フィードバックのかけ方ですね、検査の結果あるいは評定、アクションマトリクスのカラムによった検査の重さあるいは追加の部分というものに対するフィードバックのかけ方などについても言及しているような部分でございます。

それから、あとは検査の実施プロセスについて、100ページのところから3.7で示させていただいております。

こちら辺は少しフリーアクセスみたいなものも念頭に置きながら、どういう検査の手続を準備しておいたらいいかというようなことを書かせていただいている部分になっております。

それから、検査報告書の策定などについても105ページから示させていただいているような形になってございます。

評価の部分があるので、アクションマトリクスが、中身というか記述としては二つに分かれていますけれども、アクションマトリクスの記述がまた少し入りまして、ずっと同じ項目が続いてございます。アクションマトリクスの評価の仕方についても、ここの中で少し記述させていただいている。

それから、129ページまで進みますけれども、5ポツと左肩に打ってあります追加検査。これも前回までのワーキンググループで、アクションマトリクスのカラムによって追加検査の段階が決まるわけですがけれども、その追加検査をどのように程度を分けて、どのような形で行うかということを書かせていただく部分を記述してございます。

それから、136ページからが対応措置への対応検査ということで、法律上のいろいろな措置あるいは指導といったようなものを行った際の実施状況の確認みたいなもののフォローアップをどのように行っていくかというようなものになります。

それから、139ページ。7ポツとありますけれども、横断領域への対応ということで、先ほどのCross-Cutting Areaのような視点での領域について、どういう検査あるいは視点で物を見ていくかというようなことを書かせていただいている部分になります。

143ページの7.2以降は、まだ書き切れてない部分がございまして空白が多くなってきておりますけれども、また少し補足したところで、また皆さんにも御提示して議論が進められればというふうに思っております。

少し虫食いで、四半期ごとの評価をしますというようなことが151ページに書かれています。

したがって、検査の結果は四半期ごとにまとめをし、総合的な評定というのを年間を通して年に一度行うというような形を念頭に置いているということです。ここも以前お示した全体のプロセスのものを文章で書くとどうなるかというようなことになっていきます。

それから、少しまた空白がずっと続いておりますけれども、とりあえず今日の時点で記述している部分の、この実施要領のイメージのところは以上の内容になります。

189ページというところまで飛んでいただきますと、今度は添付資料の⑩という番号になっておりまして、ちょっと飛んでおりますけれども、前回までに御議論いただいた対応措置のガイド。先ほどの実施要領の中で引いてくるような形で、より細かく規定をすべき内容ということで書いているものでございます。

190ページに目次がございますけれども、ワーキンググループで御議論いただいた内容に加えて、少し字で書くと、例えば目的とか適用範囲とか、少し明らかにしなければいけない部分も記述しなければなりませんので、そういったことを追記して、191ページが少し前置きのようになっています。

192ページ、対応措置プロセス、どういうふうにしましょうか、違反の特定から始まって、評価し、評価の際に必要な因子ということになって、要素をどういうふうに見ていくのかというようなことを並べて、深刻度レベルというものを設定して評価していきますよというようなことを193ページからお示ししております。これも議論したとおりですので、記述ぶりとしてどうかというようなことを、ぜひまた御覧いただければと思っております。

194ページから違反の処置、どういった対応をしていくのかというようなことを記述しております。

米国で言うところのMinorあるいはNon-Cited Violationに相当するようなもの、それから、Notice of Violationを出すようなものについての対応の中身というような順に整理させていただいております。

196ページから、その判断において、裁量をどういうふうに行使することができるかというようなこと、それから、法令違反の罰則をかけなきゃいけないような対応が必要な場合には、司法当局への告発といったようなことも明記して、全体のプロセスが閉じるように記述しているというような体系になってございます。

以上が対応措置のところでございます。

197ページに行っていただきますと、添付資料⑪で、今度は特別検査のガイドのイメージということで、いわゆるトラブル事象みたいなものが発生した際に、どのようにそれに対応する検査をやっていきますかということでございます。構成的には今見ていただいた対応措置のガイドに似たような目的、それから適用範囲といった前置きの記述から始まりまして、全体の流れをその後を示すようにしてございます。

特別検査が、まず必要になるかならないかということの判断のプロセスが198ページの一番下のほうから始まります。どのようなものを対象にするか、それから、どのような尺度でその特別検査のボリュームといたしまししょうか、深さといたしまししょうか、そういったものを決定していくのかということが書いてございます。

この中に、例えば199ページですけれども、あるトラブルが起きた際の、起きたという前提での、いわゆる炉心損傷確率、条件付きの炉心損傷確率といったようなものの評価で、そのトラブルの重さを評価した上で、それに応じた検査の重さをどの程度にすべきかということを考えていこうというようなことについても整理させていただいております。

200ページに、表の見た目は新しくなっていますが、NRCで設定している特別検査、それから、追加の特別検査といたしまししょうか、SI、AIT、IITに対応するようなものをどういう体系でやっていくかということを一応整理させていただいたものを示してございます。

それから、200ページの一番下のほうから、実際に特別検査を実施する際にどういう体制を組むのか、どういう中身を見るのかといったようなこと、それから、プロセスとしてどういうことを行うかというようなことを示させていただいているのが2ページにわたってございます。

それから、203ページから、文書の中では特別検査の要否を決定する判断の大きな考え方というのを柱で示しておりましたけれども、具体的にどういう判断基準を用いるのかというようなことも別添の1という形で、今イメージですけれども、示させていただいているところになっております。

それから、205ページの別添の2が検査ガイダンスということで、こういったことについて検査に対応していきますよというような形になってございます。

206ページが、今度は、新しく安全実績指標、Performance Indicator、PIに関するガイドのイメージということになっております。

これは、もうこれまでも中身については何度も議論しておりますので、細かなところはあれですけれども、どういう項目を実際にとるのかというようなことと、その項目について、どういう指標であるのかという細かな規定も含めて定義し、その情報収集の仕方などについても定めるというような形にさせていただいております。一番最初の目的、用途、適用範囲、定義といったようなところは前置きの規定ぶりでございます。

5ポツのPIの設定というところで、どういうことをする背景があって、こういうことをやっていくのか。それから、それを実現するために必要な透明性とか公平性とか、そういったような原則について少し記述をさせていただいております。

具体的なPIの設定が207ページ、5.2から示させていただいております。順番に発生防止、影響緩和等々というふうに並んでございます。最終的には別表のような形で、前に見させていただいたような表を添付するようにしてございます。

209ページの上のほうに6ポツ、PIデータの提出及び手続とありまして、番号がずれていますけれども、四半期に一度報告をしていただくこととか、公表するとかというような手

続についても書かせていただき、PIのデータが適切なものかどうかということの検証みたいなものもやっていきましょうというのが209ページになります。

210ページが、先ほど申し上げましたPIの一覧ということで2ページにわたって最後、添付資料的につけさせていただいているところです。

212ページにまいりますと、今度はSDPガイドですね、安全重要度、検査結果の、いわゆる指摘事項、Findingsについて「緑」を超えるような可能性のあるものについての安全重要度評価のプロセスに関するガイドということで構成をしてございます。これはかなり手続的な部分と、それから実際に評価をどうするのかという部分と、中身のある部分とプロセスの部分と、二つがいろいろ組み合わせられてきていますので、その二つのことを詳細に少し書かせていただいているような形になっております。目的、適用範囲と、同じような構成から始まりまして、定義がございまして、赤・黄・白・緑の区分についての考え方が入りまして、それから、215ページから、今度はSERPのプロセスについて、今の色分けの判断をどのようにやっていくかということの大枠を示させていただいているということです。大体どれぐらいの日数でこのプロセスを完了させるべきなのかというようなことも含めて、プロセスを書かせていただいているような形になります。

217ページからは、我々事務局といたしまししょうか、規制庁側で行いました仮決定というか、一旦の判断に対するプロセスが、その前にもありますし、それから、実際に決定されたものに対するアピールプロセスというの、217ページから少し、不服の申し立てというような形のものとして示してございます。

それ以降は少し添付文書的になっていきますけれども、218ページが Δ CDFと Δ CFFのそれぞれについて色分けがどうなるのかというような概念図というような形になります。

それから、219ページが添付の1というふうになっていますけれども、重要度および行政措置のレビューパネル(SERP)のプロセスを具体的にどういうふうにするのか。予備SERPから始まりまして、本番のSERPに入るまでの手続というのが最初に書いてあります。その後、SERPを実際にやっていくプロセスというふうな形で、また、これも中身が全部書き切れていないところが後ろのほうは多くなっていますので、準備ができ次第、皆さんに共有をして議論を進めさせていただければと思っております。223ページ辺りが空白になってしまっているのがそういう部分です。

224ページ、先ほど申し上げましたアピールのプロセスですけれども、これにつきましても、また中身をつくりまして御議論をさせていただければということで、今日は構成だけ御覧いただければと思っております。

それから、225ページにまいりまして、これも今のSDPのガイドの中身ですけれども、添付の3ということで、検査指摘事項の初期評価となっております。

当面の「緑」を超える可能性があるかどうかというような評価から始まる入り口のところの評価等々について、どういうふうにやっていくのかということをお示ししたようなものになっております。具体的にどういうことを書いて評価していくのかというのを、

考え方のサンプルみたいなものを227ページに、表で、事務的に作業するためにつくるシートのイメージ、それから、評価するために使うチェックシートみたいなものですね、どういふものに当てはまるのかというようなことを整理するためのシートなどをサンプルで今お示ししてございますので、また、これも何かお気づきがあればということで。基本的にサンプルは今、NRCが使用しているものを少し置き換えた形で書いておりますので、まだ、日本的なものにより精査する必要もあろうかと思っておりますので、当面のドラフトとして御覧いただければというふうに思います。

それから、233ページからがスクリーニング・クエスチョンに近いようなものたちが並ぶところのAppendixですね、向こうで言うところの、の文書になってきております。

特に233ページの真ん中に、別紙の1、2、3、4と書いてありまして、起因事象のスクリーニングに関する質問、要するにスクリーニングをするために何をチェックすればいいかというようなことについて、どういふものを定めたいでしょうかということを書いております。

緩和システム、バリア完全性、外部事象。これは英語のままなので日本のやつに置き直さないといけませんけれども、いずれにしてもスクリーニング・クエスチョンを書いて、どれに当てはまれば、少なくとも、例えばminorになりますとか、Greenとして措置していいですかといったようなことを、できるだけ明らかにしていきたいという趣旨でつくっているものでございます。

全体が「SAMPLE」という判みたいなのを押してありますけれども、とりあえず今、このNRCで使われているようなものを中心に、こういう構成にしていきたいと思っております。

クエスチョンそのものの中身については、また別途設定して御議論させていただければというふうに思いますし、どんどん事例の積み重ね、経験の積み重ねで発展をさせていくというような形で考えております。

それから、242ページが付属書の2とありますけど、いわゆるIMC0609のAppendix Mに対応するようなものと思っていいただいたら結構かと思えます。

定性的な基準を用いる安全重要度評価ということで、どういう視点で、どういうことをやっていくのかということを書く部分ですけれども、これもまだ例というようなことでしかお示ししておりませんので、そういうものをつくるということと、どんなことを書いていったらいいかということを考えるもとして御覧いただければと思います。

それから、243ページが公衆の放射線安全に関する安全重要度評価のプロセスになっております。

ここも、まだ文章になっておりませんが、ワーキンググループで御議論させていただいたものを記述に置き換えて、フローチャートも当然必要にはなるとは思いますが、お示しするというものになろうかと思えます。

244ページは、従業員の放射線安全に関する安全重要度評価で、これも中身は基本的に

ワーキンググループで御議論をしたものを記述していくものになるということでございます。

それから、245ページが、検査の気付き事項のスクリーニングに関するガイドのイメージということになっております。添付資料の⑭と右肩に書いてございます。

これは、そもそも検査していて、いろいろと気づいたことについて、検査の指摘事項とすべきかどうかというところでのマイナースクリーニングにするためのいろいろな視点ということで書かせていただくものでございます。

246ページの3ポツというところから、具体的なスクリーニングの視点が書いてありますけれども、パフォーマンスの欠陥、英語で言うとPerformance deficiencyですけれども、そういったものがあるのかどうか、その中身はどういうふうに判断をしましょうかというようなことが、定性的ですけれども書いてございます。

247ページの真ん中、(2)と書いてありますけれども、マイナー事例集とありまして、どういものが典型的なminorの事例になるのかというようなことも参考にしながら見ていこうというようなものを、できるだけ客観性を持ってお示しできるようにしていきたいというようなことでございます。

それから、249ページ目からが今申し上げたような事例の実際の表みたいな形で、これもNRCで設定しているものをお示ししていますので、これを日本のものにある程度置き換えて、事例というか参考になるものとしてお示ししたいというふうに思っております。

それから、254ページからは違うものに入ります。

添付資料の⑮と右肩に打ってあります。

これは、一番最初の文書体系の表といたしまししょうか、区分で言うと青い四角でくくった、事業者に実施していただく活動を、どのように中身を詳述するかというためのガイドで、これは保安のための措置のガイドになります。

現在も保安のための措置のガイドに対応するものがもちろんありますけれども、それをどういう形でお示しするか。規定ぶりのイメージにしておりますので、また御覧いただければと思います。

今回は特に――今回はといたしまししょうか、本バージョンは特に新しく従来の保守管理の部分が施設管理という形になって、設計段階からの活動を含めて、どういうことをしていただく必要があるのであろうかということのを柱としてお示しするという趣旨で、255ページになっているところから赤い下線がついている部分をたくさん記述してございます。

後ほど、またコメントをいただくことになると思いますけども、ここら辺は、どの程度、どのようなことを書くかということについては、また引き続き御議論させていただければというふうには思っております。

基本的に、施設管理のところの関係で記載を厚くしている部分と、従来は規定していたけど、なくなるようなものを削っている部分というようなものが主体になっているというふうにお示しいただければ大体結構かなというふうに思います。あと、細かなことがたくさ

ん入ってはおりますけれども、そのような柱で記述してございます。

それから、296ページまで飛んでいただきますと、添付資料の⑩と右肩に打ってあります。

使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイドのイメージということで、従来、使用前検査という形で原子力規制委員会がやっていた検査の中身が事業者の検査に移りまして、その実施状況を委員会が確認するという形に置きかわりますので、その運用のためのガイドということで、どういうものを確認し、どういう手続でこの確認をやっていくのかということを書いてございます。

297ページを御覧いただきますと、大体の構成を見ていただけると思いますが、頭書きの部分は除きまして、大きなローマ数字のⅢと書いてある使用前確認、使用前確認の申請、要するに使用前事業者検査の節目節目で確認の申請をしていただいて、というようなこと。それから、確認の実施を我々側でどういうふうに行っていくかというようなこと、それから、使用前確認の終了で確認証を交付して、最終的に使用前事業者検査がきちんとできていることを確認しましたというような形での確認証を出させていただくというようなところが全体の大きな流れとして書いてございます。

それから、従来の一部使用承認とか試験使用承認に対応するものとして、当然、試験使用承認、一部使用承認というものが手続として必要になりますので、ローマ数字のⅣのところ、同様の内容のものを書かせていただいている。

それから、使用前確認の省略指示ということで、必要のないものの省略についても、対象の中身については従来と同様ということで結構かと思っておりますけれども、記述を構成させていただいております。

したがって、全部新しく記述をするものになっておりますので、今の内容について、従来のやり方を基本的には踏襲しながら、あと、使用前の確認については、従来の使用前検査の手順を少し踏まえながら記述しているようなプロセスになっているというふうに御覧いただければというふうに思います。

それから、申請書等々も一応イメージをつけさせていただいておりますので、これは参考までに見ていただければよろしいかなというふうに思います。

それから、資料が多くて恐縮ですけれども、310ページと書いてあるページです。添付資料の⑱ですね。横型の表になっている資料になっておりますけれども、御覧いただければと思います。

これは保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則とその解釈というような形で整理させていただいております。

したがって、一番左に品質管理に必要な体制の整備に関する規則というものがございまして、それから、さらに隣に設計及び工事に係る品質管理の方法、その検査のための組織の技術基準に関する規則がありまして、それぞれの解釈というのを3番目、4番目の欄にお示ししているというふうになっております。

規則のところは、以前に見ていただいた品質管理の関係の技術基準規則の内容を少しまた精査して書き直しておりますけれども、それに対応するような形でまた解釈も修正し、かつ精査して、対比表の形でお示しさせていただいているものでございます。

大きな柱は以前にも見ていただいているものと同じではありますけれども、細かな点も含めて、また今後、御確認をいただいて、少しこれは議論が積み重なってきておりますので、今後、細かいところも見ていただいて、大体規則のイメージに近づけて収斂させていければというふうに思っているぐらいの熟度になっているものでございます。

そういう意味で、この資料だけはイメージという形になってなくて、規則及び解釈の案みたいな形になっておりますけれども、少し熟度の高いものとして御議論させていただければというふうに思っております。中身の細かな点については、今日は御説明をいたしませんけれども、また御指摘があれば、いただければと思います。

以上で、資料2と書きました、我々が用意しております新しい検査を運用するための今の当面の文書の準備状況についての御説明でございました。

先ほど冒頭に、部長の山田から申し上げましたように、資料3の通し番号がついているものにつきましては、また新しく検査ガイドのドラフトとして御覧いただいて、またお気づきの点、御意見等々をいただければということでお示しをしているものというふうになっておりますので、これも御確認いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○山田部長 はい。それでは、引き続きということで、よろしく申し上げます。

○横尾電事連原子力部部長 電気事業連合会の横尾でございます。

どうも御説明をありがとうございました。

資料の4ということで、我々の意見を整理してまいりました。

資料がかなり膨大なものですから、事前に提示いただいたのですが、現在も並行して内容は確認させていただいております。

その中で、記載の意図がよくわからないようなところ、あと、今回の検査制度の基本理念に照らしたときに合わないのではないかなというところなどがございまして、冒頭にお話いただきましたけれども、今後の面談ですとか、試運用などを通じて、そういうところは確認、調整させていただければなというふうに考えております。

その上ですけれども、本日は特に確認、調整させていただきたいというものを整理してきたということでございます。

まず、1点目でございますが、資料の2、添付資料の①というところで「実用発電用原子炉施設に係る施行規則」というのがございます。

この中身なのですが、事業者検査の方法というものについては、基準適合確認のために適切な方法を我々事業者が考えるというふうに認識しております。

そういう観点からしますと、規則に記載する内容というのは、性能規定的に定められるべきではないかなというふうに考えているということでございます。

第56条の定期事業者検査の実施のところでございますが、こちらにも検査項目の具体例を含んだ表現となっております。こういう記載ではなく、第15条、使用前事業者検査の実施というところは「達成すべき目標を示す表現」となっておりますので、こういう表現で統一したほうがいいのではないかという意見でございます。

二つ目の丸、こちらの確認でございますが、第81条の第1項第4号、こちらに、「発電用原子炉施設の巡視」というものがありますけど、現行規則の第80条に「保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ」という表現がございます。

既に要求されておりますけども、この内容を施設管理の計画に含むよう要求されているというふうに理解してよいのかという、これは確認項目ですけど、この条文間の関係を確認させていただきたいということでございます。

次でございますが、こちらの資料2の添付資料⑦「原子力規制検査の実施要領」でございます。

こちらに良好事例についての記載がございまして、「2.6 検査及び評定の結果の通知及び公表」というところですけども、こちらは「年1回の総合的な評定の結果の通知及び公表に対しては、事業者の良好事例なども踏まえて」というような記載、「3.3 検査報告書の作成」のところですけども、こちらは「事業者の改善活動の状態を示し、検査の着眼点として加味しうるものとして良好事例を報告書に記載」というような表現がございます。

良好事例の扱いにつきましては、前回のワーキングでも確認させていただきまして、制度導入から当面の間、これは仕組みにしないという回答をいただいたものと我々は考えておりましたが、前回のワーキングで御説明いただいた中で、恣意性を排して公平に良好事例を抽出することは困難かつ非効率という御説明をいただきましたので、そのような判断をいただいたものと考えておりますので、こういうことであれば当面の間はこのような書類の中に記載すべきではないのではないかという意見でございます。

次の丸でございますが、こちらは「2.1(3)検査の方法」のところでございます。こちらにも「事業者が活動目標の達成に向けて改善している活動やその効果を総合的な評定において勘案する」という文言がございます。

我々の認識としましては、プラントの総合的な評定において、パフォーマンスの欠陥、これに着目して安全上の問題についての事実を評価すべきだということでございますので、事業者の改善活動やその効果を勘案して評定を行うべきものではないのではないかという意見でございます。

次のページにまいります。廃止措置中のプラントなどにおきましては、そのプラントの状態に合わせて、個別の検査項目に係る検査ガイドのうち必要な項目を取捨選択して適用されるという認識でおります。その認識で合っているのであれば、その方針を本要領において明確にさせていただきたいということでございます。

同じく、⑫のガイド、あと、⑬のガイドでございますが、こちらにおきましても、プラ

ントの運用状況に応じた適用方針を明確にさせていただきたいということでございます。

次が、資料2の添付資料⑬でございます。

こちらは安全重要度の評価プロセスに関するガイドのイメージでございますが、こちらに「赤」の区分についての記載がございまして、「安全確保の機能・性能への影響が大きく、施設の使用などが許容できない水準」という記載がございすけども、この「赤」の区分につきましては、12回のワーキングですかね、私どものほうから、「許容できない安全裕度の低下ではあるものの、国民の健康と安全を守る上では十分なマージンが残っている水準なのではないか」ということを御説明さしあげております。

ここも、そのワーキングの場では同じような認識であったのかなと我々は考えておるんですけども、そうであるのであれば、「赤」の区分の記載は、このような記載にしたほうがよろしいのではないかという意見でございます。

続きまして、資料の2の添付資料⑭でございます。こちらは「保安のための措置に係る運用ガイド」でございますが、このうち施設管理に係る事項のみ事業者活動の体系ですとか着眼点が詳しく記載されていると思います。

今回の制度改正におきましては、安全確保の方法、howのところは事業者の主体的活動に任せて、規制側はそれを監視する方針だというふうに理解しておりますので、このようなガイドなどで事業者活動を詳細に規定する必要はないのではないかという意見でございます。

我々の意見は以上でございます。

○山田部長 はい、ありがとうございます。

今日、我々のほうから御説明させていただいたものは、かなりまだ抜けているところがあって、検討の途中ということです。あまりかっちり固まってから皆様方にお示しすると、方向転換するのはやりにくいだろうということで、あえて早目に皆さん方と方向性を合わせながら詳細についての準備を進めていきたいということでお示しさせていただいているので、少し議論しにくいところはあるかとは思いますが、今、電事連から御説明をいただいたとおり、方向性がずれているようなところについて、まず少し議論させていただいてということで今日はやらせていただければと思います。

それでは、まず、電事連から示していただいている論点についての議論を進めたいと思います。添付資料①、添付資料⑦、それから、添付資料⑬、添付資料⑭ということで、項目に分けていただいているので、それぞれの項目ごとに順番に議論させていただければと思います。

それでは、まず最初の項目について、こちらのほうからレスポンスをお願いします。

○金子課長 細かな点も含まれているので、適宜、担当のものも含めて、お答えというか、我々としての考え方とか、確認をさせていただければと思います。

まず、施行規則の最初の丸に書いていただいている定期事業者検査のほうの規定のところは、使用前事業者検査と比べると、何とか、何とか、何とか、その他のというふうにな

っている頭の部分の例というところが、そこまで書かなくてもいいのではないかというふうに御指摘されているという認識でよろしいですかね。わかりました。

これは、とりあえず、今書いてあるものをそのまま引き写しているだけで、あまりその部分が整合性をとれてないというところももしかするとあるかもしれませんので、趣旨は理解いたしましたので、またこれから少し、どういうふうに書いたらいいのかというのは御議論させていただきたいと思っておりますけれども、一方で、従来あったものがなくなると、それはやらなくていいのかといった話が、要するに世の中的に見るとよくないということも多少議論としてはあるかもしれませんので、細かな表現ぶりについては、また御議論させていただければと思います。

多分、そういうことをやらないということをおっしゃっているわけでは、もちろんないと思っておりますので、御議論させていただければというふうに思います。

第81条のところは、うちの担当からいいですか、はい。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

今の、まずは第80条、第81条の話をさせていただくと、資料のところ、添付の通し番号のページで言うと018のページ、ファイルで言えば36ページといったようなところに記載させていただいていますが、第81条のところ、その次のページに行ってくださいと、一番最初の行で、巡視、点検、試験、検査、補修、その他といったことで、この施設管理の行為の中で巡視というのを含むということで記載させていただいています。

一方で、御指摘のあった第80条ですが、18ページのほうに記載させていただいてまして、もともと巡視としては要求を保守管理とは別にしていたという状況でございます。

ですが、今回、施設管理として、設計も含めて全体的に管理をしてほしいということでお話をしていますので、その点は第81条に入れ込んだということにしております。

そうしますと、第80条はどうするのだということがありまして、基本的には施設管理の関係からの巡視というのは第81条に記載するというつもりで書いておりまして、第80条は要らないかなというところなのですけれども、一方で、運転に関する巡視といったようなこともあるだろうということで、その点を検討した上で、この条文の取扱いを考えたいということで、第80条においては、見出しのところに括弧書きで「運転管理に係る事項としての要求を整理する際に改めて整理」ということで、取扱いを今後検討していきたいということでお示ししております。

この点で、運転管理に関しては、今回、資料としては提示しておりませんが、保安規定なり、それ以外の保安措置の要求も含めてですけれども、現状、事業者側でどのような保安活動を事業者側としてやっていくつもりがあるかといったことを検討させていただいておりますので、その進捗状況を踏まえながら、我々としてどういう要求をしていくかといったことを考えたいということで、今回のタイミングでは提示していないという状況でございますので、そこを踏まえて、この巡視についても検討していきたいというふうに思っております。

その前の、検査の方法の関係についても少しだけ補足させていただきますと、御指摘のとおり、具体的な作業の例示というのをこれまでの定期事業者検査でしていたといったことがございます。

これについては整理していきたいというふうに思っておるのですが、この後、議論になります、最後の添付⑩のガイドのほうでも少し細かなことを記載しておりますので、どちらでどの程度記載をすべきかといったようなことも含めて検討していけば条文としても整理がつくかなというふうに思っていますので、また詳細はこの後、お話しできればというふうに思います。

以上です。

○横尾電事連原子力部部長 どうもありがとうございます。

第80条、第81条のところの整理は今後議論させていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○山田部長 最初の丸のところですけども、これは恐らく、規則として何を書くか、それから、規則の解釈というか、具体的なところとして、どこに書くかということの問題かなというふうに思っています。

というのは、検査自体が何をしなければいけないかというところは、どこのレベルまで書くかは別として、義務づけというか、やってなかったらだめよというものだと思います。性能規定的に規則を書くとする、解釈のところをやらなきゃいけないのかという、今の基準の本文と解釈との関係のように、これに限られるわけではないけれども、こうすると、この性能規定を満たしているというふうに判断できる、別に新しい方法とか、いい方法があるのであれば、その旨の説明がついた上で、そちらのほうをやりますという形でやっていただくというような、事業者としての創意工夫も取り入れつつ、しかも、これはきちんとやらなきゃいけない、やらなかったら一種のペナルティーもちゃんとかかりますというような仕組みをつくっていくということではないかなというふうに思っています。

もし、こういう認識でずれているようであればコメントをいただければと思うのですが、そういう感じだと、我々の事務局のほうは思っているのですけど。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。

目的意識というか、それは多分一緒だと思います。

もう一回、確認のために繰り返すと、例えば、技術基準への適合を確認する上で十分な方法というのは、これは多分、全くそのとおりだと思っていて、そのやり方に分解とか機能検査とかがあるのですけど、それは選択できるようになっていないと本来はいけなくて、分解のないものもきつとあると思います。分解せずに状態監視でわかるものもあると思いますし、いろんなやり方があるので、そこを縛らないように、発展できるように例示するのに適切な場所を書く、ということだと思います。

○山田部長 今のお話ですと、設備のそもそもの仕様、設計に応じて検査の方法が違いま

すというお話のように聞こえたのですけれども、設備の設計、仕様に応じて検査の中身自体は違うかもしれないけれども、その際に、ここまではちゃんとやっていただかないと性能の確認はできないのではないかと、いうところは、規制要求としてしっかり書かなきゃいけないところだと思っています。

これも具体例を持ち出さないと、どこまでを規則として書いて、どこからが例示として解釈レベルで書いて創意工夫も取り入れられるような形にするのかというところは、はっきりした議論はできないかもしれませんが、多分、そういう整理だろうというふうに思っているのですけれども。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

少し補足すると、最後の⑮のところとも関係してきてしまうのですけど、今、山田のほうから話のあった解釈と言われておりますのは、位置づけとしては⑮の文書になります。

言葉としては「ガイド」ということになってはいますが、位置づけはその意味でつくってございまして、現状の、今、議論しております施行規則の条文のその趣旨、規制側としての思いといったようなところを記載しているといったことになります。

そうすると、その意味でも細かくし過ぎないかというようなところがあれば、また⑮のほうのガイドで議論させていただくということなのですけれども、そういう意味で⑮の位置づけがあるということを、まず、ここではお話をさせていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、少し補足しておくとして、定期事業者検査の実施の中で方法を規定しております第56条の第1項の記載ですが、開放・分解・非破壊検査その他なり、試運転その他というふうに記載しておりますが、今、爾見さんがおっしゃったような具体的な行為を限定するわけではなくて、あくまで例示として、その意味合いとしては、損傷、変形、摩耗、異常の発生状況を確認といったことに適切なものであればいいということですので、何も限定しているわけではないということは条文として御理解いただければというふうに思います。

その上で、どういふものについては、どういふものをしてもらわなきゃいけないと我々が思っているのかといったことは、ガイドのほうで書いているということでございます。

以上です。

○山田部長 よろしいでしょうか。

それでは、次の添付資料⑦のところについてのレスポンスをお願いします。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂でございます。

添付資料⑦についての御質問について、回答させていただきます。一つ目の丸と二つ目の丸、これはどちらも、表現ぶりは違うのですが、良好事例に関することについての質問というふうに理解しておりますけれども、そういった点で、二つ一緒に回答させていただきますと、ここに記載されているように、良好事例そのものをここでは記載するというのではなくて、要は、いろんな指摘を出すとき、例えば、アクションマトリクスで区分の2だとか、第3区分だとかになった場合には、どういう理由で第2区分になっています、第3

区分になっていますという悪さ加減を当然、書かないといけないと思っています。

今度は逆に、第2区分から第1区分に、要は、そこから、区分から抜けるときですね。抜けるときは、どういうことが改善されているので第2区分から第1区分になると判断しますとか、そういったことを書く必要があるのではないかと考えております。

これは、IMC0305にも同じようなことが書いてありますので、なぜ区分の移動があるのか、要は上がったたり下がったりですね。その理由を書くという意味で、下がる時には改善された部分は当然、書くのだろうということで、この二つのところは、まだ記載のところがうまくこなれていないのですけれども、まずは、そういうところは最低限、書かないといけないというふうに理解しておりますので、この二つの御指摘のところについては、そういう意味で記載させていただくというふうに考えております。

続いて、よろしいですか。

次のページの廃止措置のプラントにおける検査ガイドの取扱いでございますけれども、供用期間中のプラントにおきましても、全てのガイドがその都度、大体、短いスパンで見えるガイドであれば、四半期にどれだけのサンプル数を見なさいとかというふうになってくるわけですけれども、中には定期検査のときしか見られないようなガイドもありますので、逆に運転中でないと見られないようなものもあるので、それぞれの、供用期間中のプラントであったとしても、プラントの状態、事業者の活動の状態に応じて検査ガイドを活用していくということになります。

そうしますと、廃止措置におきましても、それぞれの廃止段階において活用するガイドというのは、当然、変わってくるものだと思います。

ですから、廃止措置がどんどん進んでいけば、適用するガイドの数はおのずと減っていくというふうに理解しております。

このところは、そういった記載は、まだ書けていないというのは御指摘のとおりですので、そういったところは明らかにしていけないと思っていますけれども、廃止措置の段階をどのように区分するのかというのが、なかなか、また難しいのかなと思っていますので、この段階だったらこのガイド、この段階だったらこのガイドというふうにきっちりと書けるかどうかというのは、今のところイメージがないのですけれども、順次、廃止措置の状況に応じて変わっていくというふうには理解しております。

以上でございます。

○古作課長補佐 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。規制庁の古作です。

一つ目の良好事例の関係ですけれども、良好事例と言えるかどうかといったところは要検討だとは思っているのですけれども、総合評定の関係でいいますと、机上参考で入っておりますファイルに法律の条文をつけておりますけれども、そちらのほうの86ページに評定のところが記載をさせていただきます。

第61条の2の2ということの中で第8項に評定についてのことが書いてありまして、最新の知見を踏まえ云々といったところで、事業者の活動を検証して、改善が図られているか

どうかについても勘案するといったようなことで評定を行うことが法定されておりますので、その点で、我々として事業者の活動を見ていった結果を何らか書く必要があるだろうと。それを踏まえて評定につなげるといったような視点もありますので、これをどういうふうに運用していくのかといったようなことで見ていただいて、よりよい原子力規制検査、評定の運用というのを考えていければというふうに思っております。

以上です。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 説明はわかりました。ありがとうございます。

恐らく、言葉の「良好事例」というのが、多分、良好事例じゃないような感じですね。

先ほど小坂さんがおっしゃったのも、白になったときの、区分2、3になったとき、何が悪いのかを書くのに良好事例が要ります。それから、区分が2から1に戻るときに、何が改善されたので1に戻るのかの記載に良好事例が要りますというお話だったと思うのですが、恐らく、それは良好事例ではなくて、本来、悪いことなのですね。足りないところ、deficiencyがあるので、そういうものが改善されたという意味で使われているという理解をしました。

法律のほうも「良好事例」とは書いていなくて「改善」と書いてあるので、そういう意味とやると、客観性を失わない。良好事例を入れるのは客観性が失われるのを懸念しているわけで、そういうふうにならないような改善の内容というのが多分、本来、悪いことの改善で、そういうふうに使われるという理解をしました。

○山田部長 多分、そういう意味では、今日、お示しした資料の書き方が、従来議論していた良好事例をどうするかという扱いを惹起してしまうような書き方になっていたということだと思うので、そこは直すようにしたいと思います。

○金子課長 ありがとうございます。

補足しておくのと、今日の資料も、実は前回の面談から直っているようなところもあるので一部反映されているのですけれども、これまでの議論の中で、いわゆる良好事例を我々が指摘して、要するにプラス評価をするためのものとして指摘をして、それを反映させるということは、するつもりはないと申し上げていることについては何ら変わりはありませんので、そこは御懸念されなくて結構かと思っております。

その意味で、例えば今日、御指摘をいただいている検査及び評定の結果の通知の公表と書いてあるのは、今日の資料ですと087ページになっていて、ここはもう「良好事例」という記述はなくしてあるのですけれども、先ほどおっしゃられたような改善の状況とか、そういうような形で書かせていただいております。

それから、検査報告書の作成のところは、実は、まだ「良好事例」という言葉が残っていますが、多分、趣旨は同じなので、そういう改善活動の状態というようなもの感じでも少し書き直せば、趣旨はそんなに、きっと皆さんのお考えと変わらないかなというふうには感じております。

それから、2番目の丸のところの話が、我々の言葉の使い方というか、法律で書いてあ

るものをそのままここに落として書いているので、言葉足らずになっているところがあると思うのですけれども、まさに活動目標の達成に向けて改善している活動やその効果という、そのものがパフォーマンスだと我々は思っています、それが、だからパフォーマンスの状況といたしましうか、というものというふうに考えれば、それがうまくできているのか、できていないのかというようなことを当然、勘案するということなのですけれども。

それは、勘案するのは何か補足的に、さらにプラスして勘案するというのではなくて、むしろ本丸なのですね、そういう意味では。

したがって、これは表現の仕方をきちんと精査して、まさに、いわゆる事業者のCAP活動そのものの状態がどのようなものであるのかということが一つのパフォーマンスの視点であるということを確認にした上で、それも当然、評価といたしましうか、検査の対象でもありますし評価の1項目の中にも入っているということが明確になれば、恐らく、そんなに御疑念はないのかなというふうには思うのであります。

○横尾電事連原子力部部長 話が変わるのですが、先ほど回答いただいた廃止措置中プラントと、あとプラントの状態にあわせたガイドの運用の話なのですが、御説明いただいた内容で、今後、議論させていただければと思うのですけれども、我々としては予見性を持って対応していきたいというところもありますので、ガイドの書かれている項目の中の取捨選択の話、あと、活用するガイドの話、そのあたりで、先ほどのお話の中でもかなり難しいだろうなというお話がありましたけれども、お互いに運用しやすい内容を議論させていただいて、今後、整理させていただければなというふうに思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂でございます。

廃止措置段階につきましては御指摘のとおりだと思っておりますが、どういうふうに区分すればいいかなというところが、イメージができないのですが。

イメージとするのは、燃料を完全に施設から抜くまでの間と、それから抜いた後とか、あと解体していくそれぞれの期間とか、いろいろあると思うので、それをどういうふうに分けるかというのはイメージができないものですから、できましたら、何か、こういうふうに考えたらどうかという御提案をいただくと、またそれで議論が進むのではないかなと思いますので、よろしくお願いたします。

○古作課長補佐 すみません、規制庁の古作です。

少しだけ、内部的なやりとりで申し訳ないのですが、補足しますと、必ずしも今の大きな枠組みだけで廃止措置の工程というのを明言できるというふうには、私としては考えておりません。

プラントごとにいろいろと進め方というのは変わり得ると思いますので、必ずしもガイドに記載をするということではないような部分も出てくると思っております。

その点については、具体的には、個々の年度ごとに計画というのを我々としても定めて提示をしていくというところでも、具体的に何を適用するのかといったようなことが明確

化できると思いますので、どの部分で明確にしていくかといったことも含めて、今後、事業者側の考える工程といったようなことを踏まえて議論していければというふうに思います。

以上です。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 すみません。CAPに戻ります。

関西電力、爾見です。

金子さんがおっしゃられたので、ほぼ、やっていると思うのです。

確認なのですが、CAPは私もパフォーマンス上は大事で、それは非常に今回の検査制度に移る際のベースになるもので、非常に大事だと思います。

ただ、重要度の概念も非常に大事で、重要度というのは、炉安全に関してはCDFにきく割合が、はかれるかどうかは別にして、そういう尺度です。CAPができていないこと自身は、CDFに直接は関係ないのです。

なので、その扱いは明確に区分しているのがROPだと思っていて、CAPは追加検査の仕方が違いますよね。白になったりせずに、Cross-Cutting Issueとして問題を出して、で出すと。そういうやり方がいいと思うのですが、重要度に下手に別の尺度を入れると混乱するので、そこだけきちっと分けたほうがいいと思います。

○金子課長 金子でございます。

今の御指摘は十分理解しているつもりでもともといますし、今回、御指摘いただいているのも、プラントの総合的な評定という、そのレポートを書くところで、どうしようかという扱いの中で書かせていただいていることに対する御指摘だということも理解しておりますので、重要度評価そのものの中に何もCDFにきかないようなものが入ってくるといっていいことというのは理解をしているつもりでございます。

○山田部長 あっちこっちへ行って恐縮ですけれども、廃止措置については、これから廃止措置に入ってくるプラントがたくさんになるので、御懸念になるところが大きいのだろうと思います。

数が増えてきているので、我々のほうもしかるべく、予見性のある形で廃止措置中の検査のあり方というのをつくっていかなきゃいけないと思うのですが、いかんせん、現時点で、廃止措置中のプラントに対する保安検査についての経験が、それほど蓄積されて、きちんとした形になるものがまだないので、我々としては今、いろいろな悩みがあるのだというふうに御理解をいただきたいと思うのですけれども、御指摘のとおり、予見性を持って検査はあるべきだということは、おっしゃるとおりだと思います。

それから、廃止措置中は廃止措置計画に基づいて保安活動が行われるわけですので、廃止措置計画段階の保安規定に沿った形での検査と。保安規定と保安のために講ずるべき措置に従った検査ということなので、今の時点でこういうところとかちつとしたことを申し上げられない段階で申し訳ないのですけれども、御指摘については我々としても承知をした上で、廃止措置中の特別のガイドをつくれるかどうかはともかく、行く行くはそう

いうところまで達すればいいだろうなと思います。今の時点ではこういう程度の御回答ということでお許しいただければと思います。

何か補足があれば。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂ですけれども。

今、供用期間中をイメージしながらガイドのほうは作成を進めておりますけれども、作っているガイドである程度はカバーできると思うのですけれども、本当に、解体していく途中の段階ですね、これは廃棄物の管理だけで十分なのかということ、また違う状況が出てくるかもしれませんので、それはもう少し検討を進めて、必要なガイドはやはり作っていくことになるかもしれないなどは思っておりますが、今のところ、何が必要かということまで、まだ絞り込めていないというのが現状でございます。

○山田部長 さらにややこしいことを申し上げると、廃止措置中のプラントと運転中のプラントが共存しているサイトに対しての検査のあり方というのも、多分、応用問題として、もっと難しい問題がきつとあるかと思っておりますので、そのあたりのところは今後検討させていただければと思います。

よろしければ、次のところというのは、添付資料⑬についてのレスポンスをお願いします。

○金子課長 規制庁の金子でございます。

⑬の赤の区分の説明といいたししょうか、認識をどう表現するかということなのですから、十分なマージンが残っているというふうに書いていただいているところを、どう、そもそも何が十分かと捉えるということも、もちろんあるのですが、一方で、赤はレベルが青天井なので、どこまで上に行くかは実はよくわからないということがありまして、赤全部をこうやって表すのは多分無理だと思いますというのが私の正直な認識です。

その上で、今、我々が書いている「安全確保の機能・性能への影響が大きく、施設の使用などが許容できない水準」というのに、もう少し説明が何か必要であれば、それはそれで考えないということではないと思うのですけれども、御提示いただいているのを今の4段階区分の最高ランクで、上に天井がない赤というものを設定していることとの関係でいうと、これはちょっと無理かなというのが私の正直な感覚ですので、もし、そういうことも含めて代案があれば、ぜひ御議論させていただきたいというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

私の認識もそうで、青天井なので、必ず安全のマージンが残っているとは書けないんです、これは。IMCの中にはそういう記述があるのですが、恐らく、あれは赤が1個で、ぎりぎり赤になるようなものが1個あっても、マージンはありますと書いてあるのだと思うのです。

ただ、これを読むと、赤になった瞬間に必ず停止と読めるので、そこは多分、違うと思うのです。そこが上手に読めるように書ければよいなというので。レアケースだとは思いますが、一応、手を打っておいたほうがいいかなというコメントです。

○金子課長 であれば、また少し、どういうふうに表示するか工夫を、ともによく議論をさせていただければというふうに思います。

○山田部長 あえて言えば、「施設の使用などが許容できない」と書くか、「許容できない安全裕度の低下」と書くかで、これはニュアンスが違うと、そういう御指摘かと思いません。書き方についての工夫をさせていただきたいと思います。

よろしければ、最後の添付資料⑤について、お願いします。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

ほとんど先ほどの①の資料のほうで話してしまっているのですが、このガイドで、まず資料の記載をしているので254ページ、Totalでの272ページのところから添付資料⑤ということにつけさせていただいていますが、まず一番上のところに記載しておりますように、このガイドとしては保安のための措置に係るということで、全般的に事業者措置を求める規制要求事項というものを、規則では十分に伝わらない部分を補足するといったようなことで、この文書をつくろうと考えております。

その中で、最低限、これまでも規定した部分というのは必要かなということで現イメージをつくっております。それ以外にも、先ほどお話をしましたように、保安の措置全般としては保安規定の改善の検討ということで進めているところもあって、そのうち規制要求として明確化をしたほうがいいのではないかとこの部分があれば規則の改正も検討しますし、その中で、もう少し解説的なものが必要だと思えば、この文書の中に書いていきたいということで考えております。

ということで、現状規定しているものは既存の中で必要なレベルかなと思って書いてはおりますが、これで細か過ぎる、事業者の運用を縛っているということであれば、また記載を検討していきたいというふうに思っています。

一方で、先ほど話のありましたように、これに限定するものではなくて、255ページというところで前文が書いてありますけれども、その3分の1ぐらい行ったところの1.の前のところに断り書きがあって、技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するというので、事業者のほうでしっかりと説明をいただければいいということではしっかりとうたっておりますので、その点も含めて内容を見ていただいて、また具体的な議論をしていければというふうに思っております。

以上です。

○山田部長 よろしいですか。

では、一通り、資料の4については議論させていただいたということで、あとは、研究炉とサイクルの関係の皆さん方で御発言があるようであればお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊藤原子燃料工業品質・安全管理室長 原子燃料工業の伊藤でございます。

今日の資料2についてでございますが、基本的には発電炉向けということでイメージが

記載されていて、核燃料施設については、これに準じた方向性で、これから明文化されていくというふうに理解いたしましたけれども、今日、提示いただいた資料2に関しまして、4点ほど、断片的ではあるのですが、気づき事項といたしますか、お願い事項等がございますので申し上げたいと思います。

まず一つ目なのですが、原子力規制検査の安全重要度評価についてでございますが、加工施設等ではPIを使わないということで安全重要度評価がなされますので、こういった客観性に従った観点で安全重要度評価がなされるのかということとは、引き続き今後、御議論させていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、溶接基準の対象となる安全機能を有する施設に関しても、これから新たにガイドに記載が追加されていくということになるかと思っております。

従来ですと加工規則等に溶接検査の対象となる施設というのが書かれているのですが、安全機能を有する施設に対する検査になっていくということで、書きぶり等も変わっていくというふうに予想されますので、溶接検査の対象となる施設がこういったものに限定されるのかというところが明確になるような記載になるよう、引き続き内容については御議論いただければというふうに考えます。

それから、3点目でございますが、これは添付資料③の中に出てくるフレーズに関連してなんですが、添付資料③の255ページに記載がございますけれども、取替工事と補修、この区分けについては、引き続き明確な区分ができるように検討が必要である旨、記載がございます。

この点につきましては、事業者側の自主的な保安活動、保全活動による設備の健全性担保の方向性ともリンクしますので、補修と取替工事等の定義の違い、こういったところは引き続き明確になるように御検討いただければというふうに考えます。

最後、もう一点だけございまして、施行規則（案）第54条のところ、定期事業者検査の実施について記載がございます。

現規則ですと、加工事業者については、施設定期検査は毎年1回行うというような記載ぶりになっているのですが、これから実用炉のほうの定期事業者検査と書きぶりが同じようになっていくというふうに考えますと、恐らく検査期間が何カ月以内というような書きぶり変わっていくのだろうというふうに考えるのですが、我々としたしましては、以前のこのワーキングでも申し上げておるのですが、JEAC4209を参考にして、保全活動に関しましては施設の選定、それから検査の頻度等を検討していきたいというふうに考えております。

こういったところと、今後、明文化される定期事業者検査に関する規定文、こういったものが整合するのかどうか、こういったところは引き続き、御議論させていただきたいというふうに考えます。

加工施設の特徴といたしまして、さまざまな設備があまりリンクしない状態で稼働しているというところがございます。

今までの加工規則ですと毎年1回ということでしたので、どの設備も、ある程度、決まった時期に検査が行えるという状況でしたが、仮に12カ月以内という縛りがかかったときに、厳密に捉えてしまいますと、毎年毎年12カ月に達しないように検査の時期を少しずつ前倒しにせざるを得ないというような運用が生じてしまいますと、設備によって年ごとに毎年春、検査していたものが、夏検査、秋検査というような、少し実運用と検査のタイミングがずれていくといったことも生じる可能性がございますので、そういったところがないような運用ができるように整備がされればというふうに考えております。

引き続き議論させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします

○山田部長 ありがとうございます。何か、今の時点で。

○金城安全規制管理官 核燃料施設等監視を担当します金城ですけれども、今、いろいろと御指摘いただきました4点の件、まずは最初の3点の部分ですね、安全重要度の件、溶接、あとは取替工事の扱いなど、こちらのほうは多分、これまでも何度か議論させていただいておまして、我々も当然、同じ意識を持って準備しているところであります。

また、補足は熊谷のほうからやりますけれども、最後の部分ですね。検査の間隔、期間の、いろいろな発電炉との規定の違いにつきましても、これは、実は、今まさに中で議論しておまして、まだ規定ぶりの議論ではあるのですが。当然、これから発電炉のほうのいろいろな基準類も使っていきますので、なるべく、そちらに近づけていけないかなということ議論はしていますが、今ございましたように、いろいろな手続面とか、実際の検査の計画案をつくる際の論点など、多分あると思いますので、近々、また御相談というか、こちらの案を提示して議論できるようになるのではないかなというふうに考えております。

補足は熊谷のほうから。

○熊谷統括監視指導官 核燃料監視部門の熊谷です。

1点ずつ今の状況を御説明しますと、1点目の規制検査の体制で安全重要度分類とPI等の関係などですけれども、PIにつきましては、前回の検討会（ワーキンググループ）では基本的に使わないという御説明をしたものの、幾つか、放射線安全とか被ばくの安全の部分は核燃、実用炉、共通で使える部分がありまして、使える部分は使っていきたいというふうに考えております。

一方で、施設安全のところは、どうしても共通的なものではありませんので、今日の資料の242ページに定性的基準を用いる安全重要度評価という考え方も用意されておまして、事案ごとに安全裕度に与える影響だとか回復操作の程度とか可能性という、こういう定性的な評価を我々の核燃施設のほうでは取り入れて規制検査の評価をやっていきたいというふうに考えております。

2点目が、溶接検査の対象の範囲なのですけれども、こちらは今後、実用炉のほうでも技術基準適合が要求される範囲が溶接検査の対象ということで、今までみたいに37kBq以上とか、中に内包される放射性物質の量という形では規則に規定しない予定でございます。

我々としましては、12月のワーキングでも示したとおり、これから検査の対象、使用前

事業者検査を含めて、設工認対象設備の範囲というように整理していきまして、設工認で出てくる設備が、事業者検査が必要な範囲かなというように今は考えておきまして、そこも引き続き、また検討を進めてまいりたいと思います。現状は、そういう考え方でおります。

3点目の取替工事と補修のところは、定義の明確化につきましては、これは今、検討していますので、引き続き調整を行っていきたいと思います。

4点目の定期事業者検査は、金城が申したとおりでございます。

以上です。

○古作課長補佐 すみません。規制庁の古作です。少しだけ補足をさせてください。

まず、SDPの関係、重要度評価につきましては、定性的なところはなかなか運用が難しく、十分、客観性が持たせられなくて、運用上、いろいろと問題が生じ得る場所というふうに思っています。その点は十分に考えながら、試運用で、なるべく具体的イメージを持てるようにしなきゃいけないかなというふうに思っていますので、特に核燃料関係につきましては、それが基本になるということからすると、より一層しっかりと議論をしていかなきゃいけないということだと思っていますので。実用炉もそうですけれども、試運用段階で、いろいろなCase Studyをして、事例研究などをしながら整理をしていくことだと思いますので、核燃のほうも、そういうことで明確化をしていけるように御協力いただければなというふうに思います。

あと、設工認の関係での取替工事、補修の話につきましては、記載のところでも今後、検討の状況にしておりますけれども、どの点が工事に該当するのか、工事に該当しないものとしてやれるものが何かといったようなことは、共通認識を持てるように議論を進めていきたいと思っていますので、その点は発電炉のほうの事業者においても今、検討中だと思いますので、あわせて一体となった検討をしていければなと思います。

最後、定事検の関係での頻度のことでございますけれども、今日の資料ですと、添付の⑮の資料に少し配慮した記載をしておりますので、その点を少し御紹介をさせていただければと思います。

通しで言いますと283です。印字されているものと265ページのところに、定期事業者検査の実施時期といったようなことを記載してございます。

法律上の検査の時期としては、規則で定めるとおりということで記載されておきまして、それに対応して規則を定めており、その解釈としてここに書かせていただいているという状況でございます。

基本的には、原子燃料工業が言われたように、点検頻度というのを事業者ごとにそれぞれの設備ごとに考えていただいて、それに適切な形で管理をしていただくということが基本で考えております。

そうしますと、検査の時期もおのずと変動があり得るということで、それをどう規制体系として規則で定めなければいけないという法要求を達成するのかといったようなことで、この条文が書かれておきまして、基本的には事業者の頻度といったものの適切性を我々

として確認をし、その最短のものを見て、それを踏まえて全体としての検査の頻度というのを固めていく。その実施状況を我々として原子力規制検査で見た上で、当該プラントの定期事業者検査としての回し方というのを判断していくという基本的な考え方になっております。

一方で、発電炉においては、全体的に保全の考え方がプラントの運転と停止といったところで回っているということに対して、核燃料施設においては、必ずしも全体が一体となり得るわけではないということで、今回のイメージとしましては、(2)の前のところに※6とあって、その上に2行で書いておるのですけれども、核燃料施設等において、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに検査の範囲を区切り、それぞれで時期を設定することができるということで、工程が三つあって、それぞれが独立して管理されているということであれば、その三つをそれぞれの検査枠として設けることができるのではないかとということで一案を考えてございます。

この点も、まだイメージとして、枠として書いただけですので、具体的な運用として問題があれば、また検討しなければいけないというふうに思っております。

ということで、事業者側の保全のやり方がどうあって、それをどう適用していく必要があるか、できるか、問題があれば、どうすればいいかといったことを一つ一つ議論させていただければと思います。また事業者の状況をいろいろと御提示いただければと思います。よろしく申し上げます。

○山田部長 よろしいでしょうか。

○伊藤原子燃料工業品質・安全管理室長 原子燃料工業の伊藤です。

どうもありがとうございました。

引き続き、御議論いただければと思います。ありがとうございます。

○山田部長 それでは、後ろの方。

○杉山近畿大学原子力研究所原子炉主任技術者代行者 近畿大学の杉山でございます。

先ほどの核燃料事業者の話と、それから原子力規制庁の議論の中で、本当にいろいろ勉強になりました。ありがとうございました。

特に、本日の資料を読ませていただきますと、発電炉の議論が主でございまして、我々、試験研究炉において、どうしてもグレーデッドアプローチの観点を一つ取り入れていただきたいというのが本音でございます。

もちろん、法律違反等はいたしませんけれども、そこだけは厳しいところもありますということの一つ御理解いただければと思います。

以上でございます。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

グレーデッドアプローチについては、今回の制度でも基本的な思想にありますので、いろいろと、どういうふうに適用していけばいいのかといったことを議論させていただければというふうに思っております。

その点も、事業者側のほうで、この点についてはこのレベルで管理していきたいとか、していく、あるいはしているといったようなことは、提示いただかないと具体的な議論が進んでいかないので、その点をいろいろと整理して御提示いただければというふうに思います。

その際に、ただ単純に「こうしたい」という思いだけではなくて、その妥当性として考えていることといったこともしっかり言うていただくというのも、今回の制度での事業者主体といったところのポイントにもなるかと思しますので、ぜひ、いろいろと検討していただいて、提示いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○杉山近畿大学原子力研究所原子炉主任技術者代行者 近畿大学の杉山でございます。

それでは、我々のほうの考え方をおまとめしまして、これからも原子力規制庁に理解いただきながら提示させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山田部長 グレーデッドアプローチは施設の持つ潜在的なリスクに応じて規制するということですので、ぜひ施設の特性について十分、御説明をいただければ、それに対応した規制の仕組みを我々として考えられると思いますので、よろしくお願いします。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

追加で全体を通して、何か、もし御発言があるようであれば。

○古作課長補佐 原子力規制庁の古作です。

少し核燃料関係のことも含めて資料の補足を、今さらながらなのですけれども、させていただきます。

資料2の後ろの添付資料がなかった部分について、紹介を少し補足させていただければというふうに思っています、前のほうのスライドで④番になっているところ、4ページとなっているところがございます。

先ほど少し口頭の回答の中でも含めておったのですけれども、保安規定の審査基準なり、その運用ガイドといったことをリストの中で書いているのですけれども、提示されておりません、ここで少し補足書きをさせていただいております。

先ほどの回答でもお話ししたように、この点は、特に保安規定は事業者が定めて、それぞれの施設の特徴に応じて、あるいは組織の特徴に応じて運用するというように定めるものですので、事業者の考え方、状況といったようなことも踏まえなければいけないと思っておりますので、今、事業者側での検討を進めていただいているというところがございます。

そのため、それを踏まえて我々としての規制要求を考えたいということで、現状では、まだ案文を出すレベルではないだろうということで置いておりますので、この点も核燃料関係も含めて一体となって議論をしていければと思っているところがございます。

続いて、⑧と⑨について、これも提示をしていないのですけれども、実施要領で定めるのは細か過ぎるかなといった共通的な事項について定めようということで、共通事項、あ

るいは、先ほど少し話をしました検査の計画というのをどういうふうに立てるのかといったようなことについて、定める文書を用意しております。

これも、それぞれの検査の規定をどうしていくかという議論を踏まえて、その差分として、この部分を書かなければいけない部分もありますので、ワンフェーズ遅らせて作業をしているといったようなことをごさいます。

あと、⑰番、こちらは各種の確認等に係る運用ガイドと言っておりますけれども、具体的には、その前の⑱番の使用前事業者検査に対する確認といったようなこととあわせて、全体としての規制、法定確認行為といったようなことの運用を具体的にしていきたいと思っていますところをごさいます。

この点は、ほかの部分と違って、必ずしも実用炉ベースでつくってきたものを、ただ展開すればいいということではなくて、それぞれの確認行為に特徴的な部分というのが多分にありますので、この点は順次、運用が明確になるように文書案をつくっていききたいというふうに思っています。

以上でございます。

○山田部長 それでは、よろしいですか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 議論とはあまり関係ないのですが、いろんなガイドを今お示しいただいて、前、検査ガイドにIPの番号との対応表をつくっていただいていたと思うのです。

できたら、IMC0305は、これは対応しているので比較表で書いていただいているので、対応するものがあるときに、番号だけどこかに入れていただけると、後で見るときに参考がわかるので助かるのですが。もし可能ならお願いしたいと思います。

○金子課長 規制庁の金子でございます。

今日、お示ししたガイド類は、例えば、重要度評価はIMC0609とか、そのAppendixとか、いろんなものが確かにありますので、それはわかるように、わかるようにというか、参考情報としてお示しできるように整理しておきたいと思います。

○山田部長 それでは、本日のワーキンググループはこれで終了したいと思いますけれども、例によって今後のスケジュールをお願いします。

○佐藤課長補佐 事務局から、今後のスケジュールを御説明いたします。

次回、決まっているところで申し上げますと、5月21日（月）10時から12時の時間帯で、第11回の今度は検討グループではなくて検討チームを考えております。

この検討チームの中では、第15回から第18回までのワーキンググループの内容について、今度は検討チームで検討させていただくということになります。

検討グループ（ワーキンググループ）のスケジュールについては、まだ決定しているものはありませんが、今後は試運用のスケジュールや保安規定の検討について行っていく予定です。

以上です。

○山田部長　それでは、本日も長時間にわたって積極的に議論に御参加をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、これでワーキンググループを終了させていただきます。どうもありがとうございました。